夏正帽	地質	夏服上衣と同じとする。
	製式	冬正帽と同じとする。
ワイシャツ		白色の綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とし、形状は、図のとおりとする。
短靴		黒色又は白色の革製とし、形状は、甲部切り替え部処理をして折り込みなしのシングルとする。形状は、図のとおりとする。
飾緒		金色又は黒色の丸打ひもを三つ編みにし、両端に金色の金属製金具をつける。形状は、図のとおりとする。
帽章		黒色で赤色に縁をとつた布製台地に金色の桜星を配したものとする。形状及び寸法は、図のとおりとする。
階級章	一等陸佐から三等陸尉まで	黒色の布製台地に金線で満線柄の合成樹脂を張り、金色で縁どりした黒色の線と金色の桜星を組み合せたものとする。
	准陸尉	黒色の布製台地に金色で満線柄の合成樹脂を張り、金色で縁どりした黒色の線を配したものとする。
	陸曹長から三等陸曹まで	黒色の布製台地に金色で割線柄の菱形を配し、その上部に金色若しくは灰色で割線柄の山型の線を配したものとする。
	陸士長から二等陸士まで	黒色の布製台地に銀色で割線柄の菱形を配し、その下部に銀色若しくは灰色で割線柄のV字型の線を配したものとする。
	形状及び寸法は、各階級別に図のとおりとする。	
バンド		紺色又は白色の綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とし、金色の金属製バックルをつける。形状及び寸法は、別表第二㈠イのバンドと同じとする。
ベルト		黒色の革製とし、金色の金属製バックルをつける。形状及び寸法は、図のとおりとする。
幹部候補者き章		別表第二㈠イの幹部候補者き章と同じとする。
陸曹候補者き章		別表第二㈠イの陸曹候補者き章甲と同じとする。
儀礼刀		別表第二㈠ロの儀礼刀と同じとする。

ロ　音楽隊の隊員の服制

地質		紫紺色の毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。
襟		ピークドラペルとする。両襟の下襟にたて琴の模様を打ち抜いた金色金属製の金具をつける。

ロ　音楽隊の隊員の服制

第一種冬服上衣	地質	濃緑色の毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。
	製式	
	襟	セミピークラペルとする。両襟の下襟にたて琴の模様を打ち抜いた金色金属製の金具をつける。
	肩	両肩の端に各一個の肩章通しをつける。
	肩章	赤色の布製の台地に金色の糸で月桂樹の模様の刺しゆうを施し、その両側を金モールで縁どりしたものを折り返して、外側の端を肩章通しで留め、襟側を留める。
	前面	中央に金色のボタン三個を一行につける。胸部の左右に金色の糸でしの頭及び月桂樹を配した模様の刺しゆうを施す。腰部の左右に各一個のふたつきポケットをつける。
	後面	上部に金色の糸でたて琴を背に乗せたしし を中心に、その両側に月桂樹を配した模様の刺しゆうを施す。中央は、ボックスプリーツとする。
	そで	長そでとする。右そでの上部に、赤色のフェルト地に金モール、銀モール及び金色の糸でたて琴の模様の刺しゆうを施し、銀モール及び銀色の糸で縁どりした飾章をつける。
	形状及び寸法は、図のとおりとする。	
第二種冬服上衣		別表第二㈡イの冬服上衣と同じとする。ただし、そでの飾章は桜とラッパとする。飾章の形状及び寸法は、図のとおりとする。
女性第一種冬服上衣		第一種冬服上衣と同じとする。ただし、左前とする。
女性第二種冬服上衣	地質	第一種冬服上衣と同じとする。
	製式	
	襟	へちま襟とする。
	肩章	第一種冬服上衣と同じとする。
	前面	金色のボタン各二個を二行につけ、付け合わせ部の左右に金色のボタン各一個をつけ留める。
	後面	上部に金色の糸でたて琴を背に乗せたしし を中心に、その両側に月桂樹を配した模様の刺しゆうを施す。
	そで	第一種冬服上衣と同じとする。
	形状及び寸法は、図のとおりとする。	
女性第三種冬服上衣		第二種冬服上衣と同じとする。ただし、中央の金色のボタンは六個とする。
	地質	第一種冬服上衣と同じとする。